

愛媛県高次脳機能障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県における高次脳機能障がい者やその家族等に対する切れ目のない支援体制の整備を図ることを目的として、地域の関係機関等が集まり、地域の高次脳機能障害に関する支援体制の整備状況の把握や関係機関同士の連携の緊密化、地域における課題等についての協議・共有を図るため、愛媛県高次脳機能障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 高次脳機能障害の実態把握
- (2) 高次脳機能障がい者への効果的な支援方法の検討
- (3) 事業の実施状況の分析
- (4) 関係機関の連携方法
- (5) 普及啓発活動
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、高次脳機能障がい者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部健康衛生局健康増進課に置き、協議会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月24日から施行する。

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。

この要綱は、令和8年6月8日から施行する。